

行政調査報告書「議会基本条例策定特別委員会」

平成 24 年 10 月 2 日(火)・3 日(水)

台風 17 号が東海地方に接近し、安城市への直接的な被害が想定されたため、10 月 1 日に予定していた栃木県栃木市への調査を取りやめ、日程を 1 日短縮して実施した。

◆栃木県小山市『議会基本条例について』

平成 22 年、議会改革推進協議会で議員定数の削減等について協議する中で、「議会基本条例をまず定めて、議員定数の基本概念等を決めてから議員定数について協議すべき」との意見が提起されたことから、条例制定に向けた協議が始まった。4 回の作業部会、パブリックコメント等を経て、平成 23 年 12 月に条例を制定、平成 24 年 4 月 1 日から施行した。



議会基本条例の基本理念を実現するための基本方針と今後の議会のあるべき姿として「公平・公正・透明な議会運営」など 5 つの方向性を定めた。そして、これらを推進するために 10 の推進項目を設定し、これらの具体的検討事項の抽出及び検討主体を定めた。

この条例の特徴は、大学教授が手がけたこともあり、議員間の理解度の格差をなくすために、逐条解説が大変詳しくなっていることである。議会基本条例は、議員に対しての条例であるため、議員が深く理解していなければならない。安城市議会においても同様な考えから、これまで委員会等で協議を重ねてきたが、今後とも取り組みを進めていく。

◆山形県酒田市『議会基本条例について』



平成 21 年 12 月、議会基本条例の制定に向けた具体的な検討作業チームである議会改革特命委員会を設置し、「議員のあるべき姿」を議論する中で、議員政治倫理条例の制定の必要性や、議会運営に関する条例や規則、申し合わせ等の改正も必要とされた。

そのため、ほぼ週に 1 回程度のペースで委員会を開

催して検討を重ね、平成 22 年 12 月定例会において議会基本条例を全会一致で可決した。その特徴は、①積極的な情報公開、②議会報告会の実施、③議員間討議の充実強化、④執行機関側から議員の質問に対する趣旨確認、及び⑤議員政治倫理条例を同時に制定したことである。

議会報告会は、定例会終了後、おおむね 2 カ月以内で実施することとし、ほぼ小学校区単位のコミュニティ振興会を 15 ブロックに再編成し、議員を 5 班編成としていた。また、報告内容は、「本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会等の活動状況」及び「予算、決算、条例、請願等の議案の審議状況」である。

安城市議会では、議会報告会と市民懇談会を同時に開催する方向で協議を進めているが、今後、他の先進地の事例も調査・研究しながら、詳細を検討していきたい。